

○平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部改正案 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
別表第二号 電波を使用する端末機器の測定方法 一～二十四 (略) 二十五 <u>小電力データ通信システム端末(無線設備規則第四十九条の二十</u> <u>第一号から第五号までに規定する無線局の無線設備をいう。)</u> の電氣的 <u>条件等</u> <u>別表第一号四3に同じ。</u>	別表第二号 電波を使用する端末機器の測定方法 一～二十四 (略)

附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。